

7月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和6年7月22日（月）
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第15号 藤井寺市立生涯学習センター条例及び藤井寺市立公民館条例の一部改正について・・・資料1（生涯学習課）
 - 日程第5 報告第16号 令和6年度一般会計補正予算（第3号）について
・・・資料2（教育総務課）
 - 日程第6 報告第17号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料3（教育総務課）
 - 日程第7 その他報告事項
令和6年第2回定例市議会一般質問について
・・・資料4（教育部長・教育監）
- 4 出席委員

教育長	見浪 陽一
教育委員（教育長職務代理者）	足立 義幸
教育委員	富山 昌克
教育委員	原 明子
教育委員	永井 由美子
- 5 教育部出席者

教育部長兼次長	大山 哲也
教育監	寺田 剛
教育総務課長	中村 真也
生涯学習課長	杉多 克一
学校教育課長	岸 廣幸
文化財保護課長	新開 義夫
スポーツ振興課長	八木 淳一
図書館長	國頭 順子
- 6 欠席
- 7 書記 教育総務課主幹 田名出 隆行
- 8 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、7月定例教育委員会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よりしくお願いいたします。

続きまして、前回令和6年6月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告を行います。

前回報告しましたけども、7月9日に令和6年度藤井寺市議会第2回定例会が閉会いたしました。

この後の報告にもございますが、藤井寺市の一般会計補正予算（第3号）が可決されました。図書館のエレベータ改修を含めて3件となっております。これは後ほどまた説明があると思います。

教育長報告については以上でございます。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が1件、報告事項が2件、その他報告事項が1件でございます。

それではまず、議案第15号 藤井寺市立生涯学習センター条例及び藤井寺市立公民館条例の一部改正について、生涯学習課長、説明願います。

○杉多生涯学習課長

議案第15号 藤井寺市立生涯学習センター条例及び藤井寺市立公民館条例の一部改正についてご説明いたします。

まず初めに令和7年4月以降の生涯学習センター（現在のアイセルシュラホール）の構成について、ご説明申し上げます。資料1の参考資料をご覧ください。

現在の生涯学習センターは、新たに、（仮称）にぎわい・まなび交流館（愛称：アイセルシュラホール）としてリニューアルをする予定でございます。（仮称）にぎわい・まなび交流館の構成施設として、1・2階が（仮称）観光・歴史文化交流センターとして、3・4階が生涯学習センターおよび公民館として整備される予定です。

なお、これらの変更は9月の市議会に提案いたします関係条例案の可決が前提となります。

これらを踏まえまして、生涯学習課に關係する生涯学習センター条例および公民館条例の改正について、生涯学習センター条例から説明いたします。資料は資料1の新旧対照表に基づき説明いたします。

初めに、藤井寺市生涯学習センター条例第2条につきましては、愛称のアイセルシュラホールという文言を削除するものでございます。理由といたしましては、愛称のアイセルシュラホールは先ほど申し上げた、（仮称）にぎわい・まなび交流館の愛称として定めることとなったからでございます。

次に第3条、（事業）につきましては、改正後は「（5）郷土の歴史の展示に関すること、（6）高齢者憩いの場の提供に関すること」を削除いたします。理由といた

しましては、1・2階で実施している事業が、(仮称)観光・歴史文化交流センターの事業となるためなどでございます。

次に第6条、(施設の貸出し)につきましては、改正後は施設名称を「(4)音楽教室」を「(4)多目的室」に変更いたします。理由といたしましては、音楽だけではなく、研修や会議などに利用していただいている現状に合わせるためでございます。

次に第7条、(使用料)につきましては、使用料減免規定について一定の整理をいたします。理由といたしましては、改正前の第7条第2項で、資料では(略)となっておりますが、そこには附属設備、例えばピアノやプロジェクターなどの資料使用料を定めておりますが、改正前の条例では附属設備の使用料の減免規定がございませんので、第3項を追加して附属設備の使用料について減免規定を設けております。

次に第9条、(入館の制限等)につきましては、改正後に第2号の公序良俗規定、第3号で施設の損傷等のおそれについて、第4号で他人に迷惑を及ぼす可能性のある方の入館制限等の規定を追加いたします。理由といたしましては、新たに制定される(仮称)観光・歴史文化交流センター条例で同じ規定が定められるため、整合性を図るためでございます。

次に第10条、(利用者の義務等)につきましては、改正後第3項で「建物又は設備器具等」という文言を、「施設等」に改正いたします。理由といたしましては、先ほど申し上げた第9条第1項第3号で新たに同様の規定を追加したことに伴う、文言整理でございます。

最後に、別表(第7条関係)でございます。これは、名称を「音楽教室」から「多目的室」に変更することによるものでございます。

次に、公民館条例でございます。資料は、同じく資料1の藤井寺市立公民館条例新旧対照表に基づき、説明いたします。

第2条、(名称及び位置)につきましては、冒頭に説明申し上げましたが、公民館は(仮称)にぎわい・まなび交流館の構成施設として整備される予定のため、改正後の位置について、藤井寺市立にぎわい・まなび交流館3・4階と追記するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第15号藤井寺市立生涯学習センター条例及び藤井寺市立公民館条例の一部改正についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○見浪教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第15号 藤井寺市立生涯学習センター条例及び藤井寺市立公民館条例の一部改正について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。それでは、議案第15号 藤井寺市立生涯学習センター条例及び藤井寺市立公民館条例の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

次に、報告事項に移ります。報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

それではまず、報告第16号 令和6年度一般会計補正予算(第3号)について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第16号 令和6年度一般会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

市全体での補正額は1億7,587万3千円となっています。教育委員会事務局分としましては、3課分があります。

まずは学校教育課分で、消耗品としまして255万5千円を計上しております。内容につきましては、学校教育課岸課長お願いします。

○岸学校教育課長

学校教育課の内容につきましては、昨年度の小学校教科用図書採択の結果、年度末に教師用教科書と指導書、デジタル教科書を市内小学校のために購入し、4月より活用しておりますが、教科書会社の印刷の都合上、4月には間に合わない下巻分の教師用教科書と指導書購入のため、255万5千円の予算が必要になります。学校教育課は以上でございます。

○新開文化財保護課長

続きまして文化財保護課です。修繕料としまして、226万6千円を計上しております。旧道明寺東幼稚園を文化財施設として活用するために用途変更の建築確認申請手続きを行いました。大阪府の現地確認の際に、是正項目の指示を受けました。それに対応するための修繕に要する経費となります。

また、施設備品として、15万5千円を計上しております。旧道明寺東幼稚園の一部に作業員の待機場所を設けるにあたり、エアコン設置に要する経費を計上しております。これは令和5年度から繰り越したものですが、当初予算要望時よりも価格が上昇していることが判明しました。その不足分を補うために要する経費となります。文化財保護課は以上でございます。

○國頭図書館長

続きまして図書館です。修繕費として3,243万9千円を計上しております。こちらにつきましては、図書館内にある2基のうち、市民の方が使用される1基のエレベータのリニューアルを行うものになります。

また、市立図書館耐震補強等工事に伴う設計業務としまして、500万円を計上しております。内容につきましては、外壁補修、防水工事、トイレ改修を見込んでおります。実際の工事は令和7年度に行う予定です。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

旧道明寺東幼稚園の件で、大阪府の現地確認の際には是正項目の指示があったのですが、参考までにどのような項目だったかを教えてもらえますか。

○新開文化財保護課長

是正の指示を受けましたのは、園舎の外側の1階部分にひさしがございますが、それが不燃材ではないひさしを使っているということで、それを撤去する必要があるとのこと、園舎の裏側にブロック塀が残っており、現在の基準でいくと控え壁の増設の必要があるとのこと、道に面している部分のネットフェンスを撤去して、その敷地が道に面しているような形にする必要があるとのこと、園庭のコンクリート壁があって、そこに土が流入しており、流入している土を撤去する必要があるとのこと、この4点になります。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○永井委員

今ブロック塀のことをお話いただきましたが、以前に高槻市での事故があってブロック塀の点検を藤井寺市でもされたと聞いています。今回あえてそのブロック塀を修繕といいますか増設されるようですが、それを外して他のフェンスにするといった対策というのは検討されたのでしょうか。

○新開文化財保護課長

撤去については検討の余地があったのですが、その部分が民地と接しておりまして、境界等について難しい部分がありましたので、今回は残して補強しようということになりました。

○大山教育部長

以前のブロック塀の点検につきましては、通学路に面しているところのブロック塀を前提として点検をさせていただいたもので、今回は人が通るところではなく、敷地と敷地の間に古くに立てられたものなので、控えの壁が現在の基準よりも広い状態で支えているためその基準に合致しないということなので、間を補強しなさいということで対応させていただくこととなりました。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○原委員

通学路の話で言わせていただくと、道に面しているネットフェンスを外すというお話がありましたけれども、ちょうどあのあたりは小学生が朝など特に歩いているところだと思うのですが、フェンスを外した時の危険性について問題はないのでしょうか。

○新開文化財保護課長

すべて外すのではなく、出入りをするところだけ外すことになりますし、常に開けておくといったことはしないように考えております。

○見浪教育長

ありがとうございました。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは報告第16号 令和6年度一般会計補正予算(第3号)について、決定ということにさせていただきます。

次に、報告第17号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第17号 教育委員会の後援名義等使用について、説明させていただきます。資料3をご覧ください。

今回の報告につきましては、令和6年6月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料3の表の7件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは報告第17号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

次に、その他報告事項 令和6年第2回定例市議会一般質問について、教育部長、教育監、説明願います。

○大山教育部長、寺田教育監

《市議会6月定例会一般質問について報告》

○見浪教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○原委員

学校のプールのあり方について質問があり、このまま既存の施設を更新する場合と代替え手段として他市のように民間委託した場合の比較検討を行うと答弁されていましたが、民間委託とはどういうイメージなのか教えてほしいです。

○中村教育総務課長

羽曳野市や八尾市の一部の学校で行われていますが、民間の施設に学校からバスなどで通う形を想定しています。

○富山委員

外国人の対応についての質問があり、その答弁の中で多文化共生や国際理解という文言がありましたが、具体的な取組とはどのようなものがあるのでしょうか。

○岸学校教育課長

藤井寺市人権教育研究協議会という小中学校共同で作られる団体がありまして、そこで人権問題を取り扱っており、小学校から中学校への継続的なプログラムを組んで学習しております。実際、渡日の児童生徒が増えてきており、教員の夏期研修においても、在日だけではなく渡日の児童生徒に対する日本語指導の方向性についても、府の教育センターの方に講師として来ていただいて、研修をさせていただきます。

○永井委員

子ども本人から相談を聴く窓口として、「こども家庭センター」があることを子どもたちにどのように周知されているかという質問に対し、広報やホームページ、子育てマップ等でお知らせしていると答弁されていますが、小学校の子どもたちが果たして広報や子育てマップといったものを見るのだろうかという疑問に思いますので、例えば、学校の保健室や職員室の前に張り出すことや、私の大学では学生に周知するためにパンフレットという形でよく配布をしておりますので、同じような形で子どもたちが実際に見ることで連絡しやすい体制を整えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○岸学校教育課長

こども家庭センターができたときに、何か学校現場でアナウンスできることがないかを考えまして、今は1人1台タブレットが配布されておりますので、そちらにデータで送信するといった形で対応させていただきました。

○足立委員

校内教育支援センターについて、どのように運営されているのですか。

○岸学校教育課長

中学校3校と小学校1校において、先生を1人プラスするという形で配置し、その先生が学校や教室に行きづらくなっている児童生徒に対して、行きやすいように少し話をしたり、不登校だったけれども学校に通うようになった児童生徒に対して、学校に慣れていってもらうような対応を行っています。

その他の小学校6校については、副担任の先生や管理職の先生が、児童生徒に対応する部屋みたいなものを作って対応しているのが現状です。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。それでは、以上をもちまして、7月定例教育委員会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時43分